

消防消第 228 号
消防参第 163 号
令和 6 年 7 月 19 日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部参事官
(公 印 省 略)

水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について

令和 6 年 7 月 9 日に福岡市内のプールで訓練中の消防学校学生が溺れ、その後死亡が確認されるという、誠に痛ましい事故が発生しました。

当庁においては、令和 5 年 10 月 13 日に新潟県で発生した水難救助訓練中の消防職員の死亡事故を踏まえ、「水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について」（令和 5 年 10 月 17 日消防参第 277 号、消防消第 365 号）及び「水難救助訓練等の安全管理に係る点検等の実態調査及び安全管理の再徹底について」（令和 6 年 5 月 27 日消防参第 110 号、消防消第 146 号。以下「調査依頼」という。）を通知し、水難救助訓練等において遵守すべき事項の周知徹底を図ってきたところです。

また、訓練時の安全管理の全般については、訓練時の安全管理体制や訓練時における安全管理マニュアルの見直し等についてお願いしてきたところです。

現在、今回の事故の原因等については関係機関にて調査中ですが、下記 1 について留意の上、水難救助訓練等に係る安全管理をより一層徹底するとともに、事故防止に万全を期するようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の各消防学校及び市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してその旨周知するようお願いします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 水難救助訓練等において遵守すべき事項

- (1) 訓練等の実施に際し、参加者全員が訓練内容を把握するとともに、訓練参加者の体調をチェックする管理体制を強化すること。
- (2) 使用する資機材の点検・確認を徹底すること。
- (3) 活動隊員等の安全を確保するため、活動隊員以外に安全監視員を配置すること。
- (4) 訓練場所等の安全を確保するため、警戒員を配置すること。また、必要に応じて警戒艇を配置すること。
- (5) 救命胴衣を着装していない隊員は、水際での活動を行わないこと。
- (6) 水中に入る隊員は、所定の装備を着装すること。また、訓練における要救助者要員の隊員は、救命胴衣を着装すること。
- (7) その他、訓練等における事故を防止するため、必要な措置を講ずること。

2 その他

調査依頼により調査した結果を踏まえ、必要に応じて、各消防本部及び消防学校に対して個別に助言等を行います。

消防庁消防・救急課

担当：小川係長、能登事務官

電話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

消防庁国民保護・防災部参事官付

担当：志水係長、戸田事務官

電話：03-5253-7507

E-mail：fdma.kyuujo@soumu.go.jp